

令和元年度 第2回平塚市障がい者自立支援協議会 議事録

令和元年12月25日(水) 9:30~12:15

平塚市庁舎本館3階303会議室

参加者：遠藤委員、松山委員、前田委員、見留委員、山崎委員、福元委員、朝倉委員、鈴木委員、竹内委員、小村委員、宮崎委員、今泉委員、二見委員、橋本委員(民生委員)、加藤委員、橋本委員(サンシティひらつか)、村田委員、田丸委員

欠席者：谷田川委員

事務局 障がい福祉課：武井課長、杉崎課長代理、加治屋主管、矢守主査、富樫主査

こども家庭課：井上主管

オブザーバー：湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター千葉委員

傍聴者 2名

【事務局】定刻になり、これより協議会を始める旨の宣言がある。

開会あいさつ 【障がい福祉課長】

- ・会長から傍聴者の入場が許可される。(傍聴者1名)

議 事

1 平塚市障がい者自立支援協議会の名称変更について

【事務局】

- ・障害者自立支援法から障害者総合支援法に法律が変わったこともあり、委員から名称変更の意見を募った。
- ・名称変更案は、別紙「平塚市障がい者自立支援協議会の名称変更について」に基づき説明。方向性は新年度に向けて新しい名称ということで、第3回協議会もあるので、再度意見を募る。

<質疑・意見>

【遠藤会長】

- ・数だけでなく、皆さんで考えていくということによろしいでしょうか。本日決を採るという形でなくて大丈夫でしょうか。

【事務局】

- ・後で一部委員からサブタイトルのような形で、新名称を付けてもよいのではという意見があった。今日は提案させていただくという形になる。

【遠藤会長】

- ・持ってきた意見を事務局等で絞らせていただいて、次回のときにどうするか決めていくのでよいか。

【見留委員】

- ・これは会とかに持ち帰らなくて個人の意見でもよいのか。協議会の問題は障がいの問題でもないの、あえて障がいにこだわらなくて全体を見て意見をするのもよいのか。

【宮崎委員】

- ・団体の意見をいただくにあたって、ご意見をいただく期限をいただいた方がよい。

【遠藤会長】

- ・事務局として、新しい名称が出てきてもよいということか。名称変更なしと変更ありで同数だった場合、サブタイトルとして決める方法もあり、決め方が難しい。

【村田委員】

- ・事務局と企画運営部会で折衷案を出すのか、ご意見いただいたものを次回本体協議会で、多数決で決めるのか。

【事務局】

- ・案が集まった段階で、多数決で決めてよいのか、案を話し合っ決めてよいかというところがある。

【村田委員】

- ・決め方だけでも次回協議会に間に合うように今日の協議会で決めた方がよいのか。

【遠藤会長】

- ・皆様に今日の案をお持ち帰りいただき、さらに意見をいただき、次回の本協議会で決を採るのでよいか。

【事務局】

- ・期限を決めて、案を再度募集したものを事務局と企画運営部会で絞り込んで、次回の本協議会で提案決を採るという形にしたい。

2 本市の相談支援体制、基幹相談支援センターについて

【事務局】

- ・資料 1、資料 2、「平塚市計画相談支援分科会アンケート」に基づき説明。
- ・資料 1 の説明を実施。基幹相談支援センター案 1 と 2 があり、メリットデメリットを示しているが、これが本当にメリットデメリットになるのかというふうにも思われる部分もある。各市町によって、障がいの方のニーズや元々の相談体制、市内の事業所の数等により異なるため、今回の案は、どちらの案がよいのかというより、先行している行政のところをまとめたものになる。
- ・資料 2 の説明を実施。9 月に市内の特定事業所も含めて計画相談支援連絡会を実施し課題・問題点を抽出、10～12 月に課題・問題点を 4 つのカテゴリーに分類した後、さらに個別に分けて整理したものが、「平塚市計画相談支援分科会アンケート」になる。12 月の計画相談支援連絡会では課題・問題点の再確認および意見を伺った。

【宮崎委員】

- ・「平塚市計画相談支援分科会アンケート」の「状況」「必要な体制と解決策」を中心に詳細を説明。
- ・「平塚市計画相談支援分科会アンケート」9 月ではなく 6 月に実施したと思うが、年 2 回開催した連絡会の中で、ざっくばらんに相談員さんが困っていることを話し合った。
- ・計画相談支援事業所は 1 人職場が多く、気軽に相談できる場所がない、スーパーバイザーがない、相談員同士が気軽に話せる場所がない、成年後見や権利擁護に「連携、連携」と言われているが、忙しい中で中々支援が十分ではなく、意思決定支援が不明確であるが、委託の中で忙しく定期的な開催が難しい。
- ・委託が計画も対応しているが忙しさがあ、ひきこもり・セルフネグレクトを含めた困難ケースは難しい。
- ・今、平塚市では 3 障がいに分かれているが、近年の発達障害や困難ケースをどこに相談したらよいか。
- ・社会資源の開拓も同様。事務的なことも今は障がい福祉課に聞いてやっていることだが、集約したりまとめている上で、相談員が困ったことを相談できる場所として基幹相談支援センターの役割がある。

<質疑・意見>

【千葉委員】

- ・わたくしの立場からお伝えするとしたら、改めて地域の課題・問題点を解決するために基幹相談センターが適しているのではないかという意見があると思う。基幹相談支援センター自体は平成 24 年度から設置している市町村もあり、基幹相談支援センターと相談支援事業委託がセットになっているところが多いので、役割がはっきりしないところがあるのは既に課題になっているので、それを回避していくことは必要である。また、平塚市の場合には相談支援事業委託 3 事業所の心強い体制がある中で、4 つ目の委託の事業所をつくるというものでもないというのも、ものすごく大事なポイントになると思う。市内全体を見渡して、導いていくところが基幹なのだろうと思う。

【事務局】

- ・先行している自治体の中では、法律策定後すぐに基幹相談支援センターをつくったところで、運営が上手くいっていないところもある。また、立ち上げた後にどのように修正していくのかという課題もある。

【遠藤会長】

- ・要は厚生労働省で言っている自立支援協議会で、本人や家族の課題の整理ができてはきたが、課題に向かうところでは後発的なことでのメリットとして、課題を回避しながらつくることができるといえる。自立支援協議会の中で、多数決で決を採って決めるというものではないと思うので、各機関の地域に根差した皆様からご意見をいただいている場なのかなと思っている。まずは、忌憚のない意見をいただきたいと思っている。まずは、宮崎委員から説明があった相談員の困り感などの意見をいただき、その後、資料 1 の基幹相談支援センターの素案について意見をいただくのでいかがか。

【前田委員】

- ・今のお話だと、相談支援事業の委託 3 事業所の上に基幹相談支援センターをつくったらよいのではという話でしょうか。案 1 から 3 を確認し、相談員のアンケートを拝見し、大変なこともあるかなとも思ったり、重複の障がいや発達の障がいの人の困り感も資料の中では一応分かったつもりではいるが。あちこちで厚生労働省でもつくるようにと言われていし、平塚市も県内の藤沢市や大和市のように基幹相談支援センターをつくりたいという意味でよいのかなと思ったがどうか。

【遠藤会長】

- ・案は案なのでどれにするかは決めていない。

【前田委員】

- ・人材は今から増えるということは難しいと思う。当初は、障がい福祉課が基幹相談支援セ

センターにあたることをしていただいたのだと思うが忙しいのもあると思うので、特化した形で基幹があった方がよいのかなと思う。

【遠藤会長】

- ・自立支援協議会として、どういった基幹相談支援センターを考えていくかという意見は、事務局も含め受け止めていき、案1、案2の中でももう少しやり方の工夫も必要かなと思う。

【前田委員】

- ・今までの相談支援事業の委託3事業所の自立支援協議会の報告等をきくと、やり切れていないと思うこともあるため、当事者が困ることにつながる。人材が増えるのであれば、当事者としては歓迎したい。

【遠藤会長】

- ・今回、宮崎委員から話があった「平塚市計画相談支援分科会アンケート」で相談支援事業所の困りごとがあり、さらにここで大事なのは当事者の意見というのが大事だということ。

【宮崎委員】

- ・相談支援体制についての素案、ワーキングでも使われている資料1を見ていただいて、基幹相談支援センターの説明をする。ここで決定するというよりは、企画運営部会や計画相談支援分科会の中で今まで3回のワーキングをしてきたが、もう少しワーキングで検討していく必要があるのかと思う。伊勢原市では障がい福祉課が担当していたり、秦野市ではNPO法人に委託していたり、どういった形で運営していくかということを含めてとなる。
- ・案1のメリットにある人材育成、支援困難事例への対応、自立支援協議会の運営については、厚生労働省が示している基幹相談支援センターの機能の中において実施するということが明記されている。先ほど話した成年後見や意思決定支援、虐待の支援困難事例の対応、自立支援協議会の運営は基幹相談支援センターで構築できるというのがメリットで、これはやらなければいけないんだという話。
- ・次にデメリットだが、最初に書かれている「現状委託相談の機能整備に別に行う必要があり、十分な機能分化ができない可能性がある。」というのは、前田委員がおっしゃってくださったように、忙しかったり何かするとき、あと指定特定相談支援をやっている計画相談支援事業所のところも含めた機能整備を1回しなくてはいけない、デメリットというよりは、機能整備をきちんとしなければならない。法律が変わって昔は計画相談に報酬が付かなかったけれども、今は指定特定相談の業務での計画作成やモニタリングで報酬がつくようになってきている。ただ困難事例では、中々指定特定相談だけの事業所では対応できない部

分があるので委託にも対応してほしいということであれば、どちらがどう報酬をとるか、またもう委託でなくても大丈夫で、地域の指定特定でも大丈夫となったときにどうやって指定特定相談の事業所をお願いするのか、そうすると指定特定の機能、委託の機能というのをもう少し分化できるのか、何をしなければいけないのかという機能整理を絶対にしないといけない。

- ・デメリットの2つ目の「予算確保の制約から、配置できる職員数に限りがあり、少人数の機関設置となった場合は組織的対応に限度がある。」これは委託料の委託の仕方を含めたセットで考えていかなければならない。1、2人の人数でこれだけやってくださいといっても無理があるので、そうすると委託の業務整理をどうやっていくのかということが必要かと思う。これはデメリットというよりやらなければいけないことだと思う。
- ・最後の「市民からみた相談経路が増えることにより、相談機能を適切に伝えることが難しくなる。」という部分については、以前、広報ひらつか等に委託3事業所を載せてもらったこともあり、十分な周知を徹底していく必要があると思う。
- ・層についても、指定・委託・基幹・行政となっていて、十分な連携が必要。相談員の困り感の中で、スーパーバイズしてもらえる事業所がほしいと言われており、計画相談支援分科会の中でもグループスーパービジョンを年数回しているが、平塚市障がい福祉課では研修ができないので湘南西部障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンターをお願いして研修をしている。今の福祉施策の対応の上で指定・委託相談事業を含めたスキルアップが必要で、厚生労働省は相談支援事業所が大事と言っていて、今の機能の中では平塚市は対応できていないというイメージ。
- ・案2では、メリットに「初期相談の窓口を基幹兼委託相談に統一することで、市民から相談窓口の認識が容易になる。」とあるが、これは広報等の問題だと思う。次に「サービス利用者は指定特定、未利用者は基幹兼委託相談、市は公権力行使が必要な事例や事業所指導という役割分担が明確になる。」となっているがもっと交錯している。困難事例、ファミリーケースの場合は1人の計画をつくっても色々な家族の視点で入っていかなくてははいけないし、生活保護など障がい以外の視点で入っていかなくてははいけない。今の指定特定相談支援事業所の相談員が1人で担うには難しい部分も多いため、関係機関と連携していかなければならない。その連携機能をつくるためにも基幹相談支援センターがあって、「委託はここでこう動いてほしい」とか基幹相談支援センターがスーパーバイズしてその中で済むのか、こういう機能を全て基幹相談支援センターの職員が担うというと基幹相談支援センターの職員は本当に何でも屋だし、自立支援協議会の運営もしなきゃならないしとなると、市では予算規模に制約があるというが本当に委託の相談機能も含めた3層体制、4層体制ではなく、これが一体となって障がいをお持ちの方にどんなサービスができるのかを考えていかなければならない。そうでなければ、異業種連携も当然必要となってくるし、学校で子どもだけでなくお母さんの困り感もあり、そこに対するスーパーバイズの役割も基幹相談支援センターでは必要になる。

- ・案3「基幹相談支援センターを整備せず、現在の各相談体制の安定を図る案」では、神奈川県内では茅ヶ崎市と平塚市しかなくなってしまう。茅ヶ崎市はやらないと選択をしている。それだけ我々は相談体制、自立支援協議会もこれだけ充実していると神奈川県に誇れるものなのかということも含めて検討が必要。
- ・現在は、湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターでやっているが、以前は地域等療育支援事業という名前で地域の中でコーディネート業務をして解決していきましょうとなり、平成15年に厚生労働省が事業廃止したが神奈川県は必要ということで残した。しかし厚生労働省では、法人につけたら法人の加配分として付けられるとなり、結局切られてしまった。このような経緯も含め、地域の中に根ざせる、自立支援協議会の運営を含む基幹相談支援センターは地域の中に置いていかなければならないと思うので、秦野市や藤沢市のようにNPO法人に委託するような形として地域に落とす必要はあると考える。ただ、短期入所だったり専門性というところでは、現行の3か所の事業所の今までの経験を踏まえた中で、考えていかなければいけないと思う。

【竹内委員】

- ・事業所側の相談を受ける課題であったり、基幹相談支援センターに期待するものがあると思う。障がい者や家族が期待するものとしては総合相談窓口を期待すると思うので、ワンストップの相談が大事かと思う。相談をしている人が、こちらならこっちの相談、これはこっちと紹介される中で、相談に疲れてしまい、相談を辞めてしまうことがある。先ほどから話題になっている、発達障がいやボーダーの方などが消耗されることなく相談ができればと思う。15年以上前の支援費制度という考え方が一元化、統合されてきたので、その15年前の枠組みを取っ払ってワンストップで相談できればよいと思う。ただ、専門性という機能が課題にはなる。基幹相談支援センターの中でそれぞれの相談員で専門性や役割を分けていき、ケースを積み上げていき相談資質が向上するのかなと考える。実際には、市の相談事業の財政規模やどうやって組み替えていくかということにはなるので、その辺を踏まえながら、いかに市民目線で相談のしやすさを考えていけたらと思う。

【見留委員】

- ・今は、昔の作業所が計画をつくるようになってきているところが多いが、障がい者が高齢化している中で、今までは作業所に行って帰ってくるだけだったのが、精神科へのかかり具合が悪くなったときに、どこに相談するかとなりサンシティひらつかや事業所も関わっていたが、結局は市に相談が戻ってしまう。本人だけでなく母も認知症になることもあり、総合的に話すことがある。当事者としては家族会の会員が60名切っている中で危機を感じている。会員の中では、市の窓口で相談に行ったらとにかく冷たいと言われる。
- ・藤沢市等の体制がどのように運営されているのか知りたいと思う、今の若いお子さん達は放課後デイを利用できているが、事業所も障がい福祉に関係のないところが参入して、結

局辞めてしまっている。また、平塚市の人材として将来的にどうなのかなども聞きたい。

【松山副会長】

- ・作業所はサービス管理者もいないが、利用者やご家族が最初に相談されてくるので、年 1 回三者面談をしている。年々親亡き後の相談もある。区分認定を受けてなく委託相談も関わりない人も 4 人いる、セルフプランの方もいる。今すぐにといいニーズがないが、お一人、母が 80 歳代になって障がい福祉課のケースワーカーに地域活動支援センターから相談したケースがある。9 年前に相談支援事業所などがなく障がい福祉課に相談をし、グループホームにつなげることができた経験から、相談支援事業所がつくことでいい制度ができたと思ったが、漏れている人もいる。相談員の資質も違うので、スーパーバイザーができたなら本当にいい制度だとは思ふ。予算とか人材とかがあるかもしれないが、相談できる体制ができるとよい。

【小村委員】

- ・まだ具体的なことが決まっていなことは分かっているが、相談も運営もできてという人材で、スーパーバイザーという印象がある。平塚市では 3 事業所という印象がある。相談の解決につながったり、顔が見える関係もとれている。委託事業所が厳しいという状況なので、案 2 としての思いだけではすすめられないので、3 事業所の意見を聞きたい。

【加藤委員】

- ・法人としては基幹相談支援センターについて考えられていないので、相談員としての一人の意見になってしまうが、正直今、委託業務を受けているが計画相談がメイン業務となっている。これに、今の委託の他にスーパーバイズや虐待対応等が入るのは難しいと思う。

【村田委員】

- ・単体の事業所なので、人材を育てにくい。ほっとステーション平塚では人材育成のために市の仕様書に明記はないが、現場の必要性から勉強会を行っている。所長のやる気がなくなったら終わってしまう研修会なので、委託と基幹の役割を明記したほうがよいと思うし、そこを担保するのが基幹相談支援センターなのかなと思う。
- ・先程の見留委員の話聞いて、ライフステージに移行して家族のニーズや連携先は変わると思った。例えば、厚木市では地域で包括 3 地域に対して障がい別の委託は 1 くらいの割合で相談支援事業所を置いている。ただ厚木市では専門性がブレてしまうことが課題ともなっている。
- ・精神障がい者の退院前支援は、サービスにつながるまでが長く、報酬が出ないのでこれも委託の役割かなと思う。
- ・ひきこもりも 30 年くらい前は統合失調が多かったが薬や容態が変わってきて、今は背景

に発達障がいがあり、二次的障がいとして神経症状や適応障がいがあるケースが多いというニーズを掴んでいるのは長く関わっているからだと思う。

- ・委託料の増額ということではなく、障がい福祉計画で色々数字を見ているが、財源をどこから持ってくるのかということが分からない。例えば介護保険で地域包括支援センターができるときは委託料がついている、何か方法がないのかなと思う。地区割をしている厚木市は障がいの委託先や委託料が増えているので、そういった点も研究しなければと思う。

【橋本委員】

- ・サンシティひらつかとしては委託の事業所として計画に結びつかない相談もなるべく受けているが、特に指定特定の事業所への協力や連携は個々でできていても全体でどうかと言われると疑問に思うところがある。案2だと、3事業所が一生懸命やっているが、それぞれの運営や自立支援協議会の運営などどこがやるというのは決まっていないので難しい。人材も難しいと思う。

【宮崎委員】

- ・委託相談が、計画相談もあることで大変という話があるが、委託費と計画費それぞれが出ている。困難でない計画相談に業務が引っぱられており、本当に困難なケースに対応できないのは本末転倒である。基幹相談支援センターをつくるつくらないの話は別にして、現状の委託相談の体制の整理は必要である。
- ・委託相談と計画相談の割合を知るために、まずは自立支援協議会の報告で委託相談と計画相談の業務を分けて報告するところから前回の自立支援協議会で始まっている。この部分を整理せず、計画相談につなぐ業務をしないで計画相談業務に追われてしまうのであれば、委託相談と計画相談の二重どりにもなりかねない。もう1点としては、もう少し基幹相談支援センターのワーキングはもう少し継続したい。

【村田委員】

- ・名称は違うが、当時の計画相談支援の制度の事業では、12年前くらい前だが、準備会で委託費1,200万円に個別給付を上乗せして運営していこうとなっていた。個別給付の対象者はいわゆる困難ケースであって、それ以外の人は計画相談の対象者ではなかった。委託のベースがあるから担える計画相談もあると思う。委託が計画を受けられる条件を整備したほうがよいのかなと思う。

【朝倉委員】

- ・今問題となっているのは、全体を見直さないと業務が立ち行かなくなっている、また人材育成も課題であり、将来的な不安がある状況なので解消は必要。私の意見になってしまうが、案1、2という図をみると、総合窓口という視点でみると案2がいいのかなと思うが、

それでは人材育成が不釣り合いなのかなと思う。例えば、今、3層とか4層になっているこの図については、この箱を3つ積み上げる元の形の横に縦長の枠を置いて、そこに基幹相談支援センターになっていくのが自然なのかなと思う。横に置くことで、どの層にも関わる。一番は、資料2で相談員の困り事はどこに相談したらよいかで、そこを基幹相談支援センターが把握していることが必要。元々の本来業務の軽減ができるのかと思う。

- ・基幹相談支援センターの中には、マネジメント役としてネットワークをつくり振り分けができる人をつくっていき、資源を把握しながら探っていく、また、研修は、それぞれの専門の職員が研修のプログラミングの人材育成をする場として担っていければと思う。総合窓口とすると市民の方もとなると思うが、私のイメージとしては今話題になっている相談員の相談、事業所がウチで受けてよいのかどうしたらよいのかを相談できるようにしていき、イメージの問題かもしれないが、市民の相談はそれぞれ相談のしやすいところしてもらい、相談員の課題を解消する基幹相談支援センターができることで、相談のたらい回しにならないようになるのではと思う。

3 その他について

(1) 平塚市障がい者福祉計画（第4期）について

【事務局】

- ・委員に既に素案を配布しており、今回素案内容は割愛する。障がい福祉施策推進懇話会でご意見をいただきながら作成していく。期限もあるが、是非ご意見をいただきたい。また、市民にご覧いただくにあたって、愛称募集を行うことになり、1月6日から24日までとなっている。市内在住・在勤で3点までとなっている。計画関係の情報はホームページにも掲載している。

(2) 障害福祉サービス（家事援助と身体介護の算定）について

【事務局】

- ・経緯としては、令和元年度第1回平塚市障がい者自立支援協議会にて、村田委員・小村委員より提案あり。介護保険では、一緒に掃除・洗濯・料理は身体介護で出しても良いこととなっていた。平成30年の改正によると、見守りでも誘導でも良いとなった。必ずしも一緒にということではなくても良いことが明確化された。今後、障がい福祉サービスの居宅介護の身体介護での算定ができるようになれば、事業所にとっては取り組みやすくなると思うという意見だった。また、現在、障がいでは本人と一緒にやる家事は家事援助としか請求できない。家事援助の方は単価が低いため「ヘルパーが身体介護で入らない」と、ヘルパー事業所に言うこともあった。茅ヶ崎市では身体介護として支給決定していると聞いたため、協議の結果、本自立支援協議会で提案していくこととなり、支給決定状況について他市に確認をしていくこととなった。
- ・ヘルパーの身体介護の要件について神奈川県障害福祉課に確認したところ、介護保険の基

準・老計 10 に基づき、一緒に行う家事援助を身体介護にするという通知は出ていないとのこと。茅ヶ崎市、海老名市、鎌倉市では、介護保険の基準・老計 10 に基づき、一緒に行う家事援助を身体介護で支給決定しており、藤沢市、厚木市では、一緒に行う家事援助は家事援助で支給決定しており、鎌倉市では茅ヶ崎市からの転入者があったことで検討しており、海老名市は以前から支給決定している。

- ・今後についてであるが、家事援助と身体介護の算定については、自立支援協議会で継続して協議する内容というより、支給決定に関する事なので、引き続き障がい福祉課から神奈川県に介護保険と障害福祉サービスとの関係を確認した上で、支給決定にあたる根拠や他市状況を踏まえて検討していく。自立支援協議会では、今回の報告とさせていただきます。

<質疑・意見>

【小村委員】

- ・支給決定やサービスの内容、障がいの居宅サービスを受ける側としての問題点等についてこういった場以外にもシステム会議もある。介護保険サービスのシステム会議で、課題のことについて障がい福祉課の人にも出てもらい、現場の方の意見を聞いてもらいたいと思っている。システム会議は時間外にはなってしまうがいかがか。

【事務局】

- ・障がい福祉課の方で検討すると回答。

(3) 日中サービス支援型グループホームについて

【事務局】

- ・グループホームには様々な運営形態があるが、平成 30 年度に厚生労働省から新たに日中サービス支援型グループホーム設定された。日中サービス支援というのは、グループホームに入居されている方が手続きや支援を支援者と一緒にしていくサービスであり、日中サービス支援型グループホームを設置する場合には、厚生労働省の規定で、事業所を設置等しようとする市町村の自立支援協議会等に事業内容を説明し、意見を求めるとともに、設置等について了承を得ることが必要になる。
- ・今回、ソーシャルインクルー株式会社で平塚市内にグループホームを設置することになった。東京、神奈川、静岡、兵庫など全国規模でグループホーム運営されている会社である。グループホームは平塚市万田に予定。昨年厚木市に 1 か所開所しており、平塚市でも同様に開所したいという希望があった。既に、神奈川県や平塚市とやりとりをしている。厚木市に確認したところ、自立支援協議会の中で冒頭質疑応答を含め 20 分くらいの時間をとって会社から説明をいただき、委員から質問等ももらっていた。
- ・来年 4 月施工予定なので、来年 3 月の自立支援協議会で説明していただく段取りがどうかと考えている。また、定期的に年に 1 回は運営会社が自立支援協議会で評価を受けなければ

いけないという手間があるが、厚木市では、自立支援協議会での資料提供という形で、自立支援協議会には呼ばなかった。平塚市では、今回は情報提供ということで報告させていただく。

(4) その他

【遠藤会長】

- ・議題は終わるが、各委員の皆さまから情報提供等がございましたが、この場でお願いしたい。

【山崎委員】

- ・就労支援部会で本人、家族向けのセミナーを開催する。既に関係機関に情報提供をしているが改めて周知をお願いしたい。

【千葉委員】

- ・湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターでは生活支援拠点に関する話を改めてしていく予定。

【前田委員】

- ・視覚障害者協会として、平塚市福社会館にて1月29日水曜日の11時から16時まで、音声を使って使いやすい電化製品の展示会と調理実習をする。

閉会

次回は令和2年3月25日（水）を予定。

事務局より閉会の言葉があり、終了となる。

以 上